

○道路交通法

〔昭和三五・六・二五〕
法律一〇五

(最高速度)

第二二条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

○道路交通法施行令

〔昭和三五・一〇・一一〕
政令二七〇

(最高速度)

第一条 法第二二条第一項の政令で定める最高速度(以下この条、次条及び第二十七条において「最高速度」という。)のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道(第二十七条の二に規定する本線車道を除く。次条第三項及び第二十七条において同じ。)並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十メートル毎時、原動機付自転車にあつては三十メートル毎時とする。

〔本条改正・昭三八政二〇五・昭三九政二八〇・昭四〇政二五八・昭四三政二六四・昭四六政三四八・昭五九政三一〇・平四政二三一・平一一政三二一・令元政一〇九〕

○道路交通法施行規則

〔昭和三五・一二・三〕
総理府令六〇